

○深川市みどりのまちづくり推進条例

昭和59年12月26日
条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、市民が良好な自然環境のもとで健康で快適な生活を営むため、緑の保護と緑化を推進し、もつて市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するためこの条例の主旨の徹底をはかるとともに、緑の保護と緑化の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、緑豊かな生活環境が確保されるよう自ら努めるとともに、市が実施する緑化推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(緑化推進基本計画)

第4条 市長は、第1条の目的を達成するため緑化推進基本計画を策定するものとする。

2 前項の計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 緑化推進に関する基本方針
- (2) その他、緑化推進に関し必要な事項

(保存樹木等の指定)

第5条 市長は、緑豊かな環境を保全し美観風致を維持するため必要があると認めるときは、別に定める基準に該当する樹木又は樹木の集団を、その所有者又は権利者(以下「所有者等」という。)の同意を得て保存樹木又は保存樹林(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。ただし、他の法令等に定める樹木又は樹木の集団については適用しない。

2 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示し、当該保存樹木等の所有者等に通知しなければならない。

(標識の設置)

第6条 市長は、保存樹木等の指定をしたときは、別に定める標識を当該樹木等の存する土地等に設置しなければならない。

(保存の義務)

第7条 何人も保存樹木等が永年にわたり大切に保存されるよう積極的に協力しなければならない。

2 所有者等は、保存樹木等について枯死又は損傷の防止、その他その保存に努めなければならない。

(届出)

第8条 所有者等は、非常災害のために必要な応急措置として行う場合を除き、保存樹木等の伐採、移植譲渡又は保全に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとする時は、事前にその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 所有者等は、保存樹木等が枯死、滅失又はそのおそれがある場合において遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(指定の解除)

第9条 市長は、保存樹木等が第5条第1項ただし書に該当するに至ったとき又は保存樹木等が滅失、枯死等によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその指定を解除しなければならない。

- 2 市長は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、保存樹木等の指定を解除することができる。
- 3 所有者等は、保存樹木等について保存ができない特別の理由が生じたときは、市長に対し当該保存樹木等の指定の解除を申請することができる。
- 4 第5条第2項の規定は、保存樹木等の指定解除について準用する。

(公共施設の緑化)

第10条 市長は、市が設置し又は管理する道路、河川、公園、緑地等の施設(以下「公共施設」という。)について緑化推進に努めなければならない。

- 2 市長は、本市以外の関係行政機関に対し、その者が設置し又は管理する公共施設について、その所有者等に対し緑化推進を図るよう要請するものとする。

(民有空閑地の緑化)

第11条 市長は、空閑地の所有者又は権利者に対し、当該空閑地を緑化する必要があると認めたときは、その一部又は全部について緑化推進を図るよう要請することができる。

(緑化協定)

第12条 市長は、一定区域の緑化を推進するため事業者又は町内会、その他団体と緑化の協定を締結することができる。

- 2 緑化協定において、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 緑化協定の目的となる区域
 - (2) 緑化推進に関する基準
 - (3) 緑化協定の有効期間
 - (4) その他必要な事項

(緑の週間)

第13条 市は緑化運動を推進し、市民の緑化思想の啓蒙普及を図るため、毎年「緑の週間」を定めるものとする。

(助成等)

第14条 市長は、緑化の推進に関する事業を行うために必要と認めるときは、予算の範囲内で費用の一部を助成することができる。

- 2 市長は、緑化推進等を図るため必要と認めるときは、技術的な指導及び助言をすることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。